

■ 交付要綱8（４）に掲げる事業（障害児施設等）

（1施設あたり）

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	78,643	
			標準	74,899	
		21人 ～ 40人	都市部	157,939	
			標準	150,419	
		41人 ～ 60人	都市部	263,314	
			標準	250,776	
		61人 ～ 80人	都市部	370,564	
			標準	352,919	
	81人 ～ 100人	都市部	476,836		
		標準	454,130		
	101人 ～ 120人	都市部	582,944		
		標準	555,185		
	121人以上	都市部	689,134		
		標準	656,319		
	訓練事業等整備加算			都市部	33,332
				標準	31,745
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	109,775
				標準	104,548
	短期入所整備加算			都市部	9,045
				標準	8,615
発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,512	
			標準	10,012	
障害児相談支援整備加算			都市部	7,513	
			標準	7,156	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,003	
			標準	4,765	
小規模グループケア整備加算			都市部	16,135	
			標準	15,367	
避難スペース整備加算			都市部	29,012	
			標準	27,631	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	43,273	
			標準	41,213	
		21人 ～ 40人	都市部	87,119	
			標準	82,971	
		41人 ～ 60人	都市部	145,471	
			標準	138,544	
		61人 ～ 80人	都市部	204,393	
			標準	194,660	
		81人 ～ 100人	都市部	263,314	
			標準	250,776	
		101人 ～ 120人	都市部	321,503	
			標準	306,194	
		121人以上	都市部	380,588	
			標準	362,465	

	訓練事業等整備加算	都市部	33,331
		標準	31,744
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	109,775
		標準	104,548
	短期入所整備加算	都市部	9,046
		標準	8,615
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,512
		標準	10,012
	障害児相談支援整備加算	都市部	7,513
		標準	7,156
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,003
		標準	4,765
	避難スペース整備加算	都市部	29,012
		標準	27,631
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	21,677
		標準	20,645
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	7,513
		標準	7,156
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	5,003
		標準	4,765
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	29,012
		標準	27,631

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」  
（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。